

被爆者の子に対する医療費助成制度 の申請に関するお知らせ

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、従来の健康保険証は発行されなくなりました。

申請時に必要となる書類のうち、「健康保険証の写し」については、下記のとおり変更します。

医療保険の資格情報（健康保険等の加入状況）が確認できる書類
以下のア～エのうちいずれか1点

ア 「資格確認書」の写し

※マイナ保険証をお持ちでない方に、医療保険者から交付されるもの
形式や交付時期などは、加入している保険者によって異なります。

イ 「資格情報のお知らせ」の写し

※医療保険者から交付されるもの

ウ マイナポータルから被保険者資格情報を印刷したもの

※被保険者資格情報の印刷方法

① マイナポータルにログイン

② トップページ「健康保険証」を選択

③ 表示された健康保険証の「資格情報画面」を印刷

→印刷は、ご家庭やコンビニ等のプリンターをご利用ください。
(印刷料金は自己負担となります。)

※印刷やマイナポータルの利用方法等は、各サービス提供者にお
問い合わせください。

エ 有効期限内の旧健康保険証の写し（経過措置）

※申請時点で有効期限内のもの